

参加者の有無を確認する公募手続に係る  
参加意思確認書の提出を求める公示

令和3年1月26日

新丸山ダム工事事務所長 菊池 秀之

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は新丸山ダム建設事業に係る施工途中における期別の施工形状を対象とした流水処理方法の検証を水理模型実験で実施し、その流況状況及び水理特性を評価するものであるため、大規模かつ特殊な実験設備を有するとともに、実験結果の評価・分析等には高度な技術力が必要である。

そのため、4.の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たす認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和3年度 新丸山ダム水理模型実験業務

(2) 業務内容

- ・ 計画準備
- ・ 水理模型実験計画の企画立案
- ・ 水理模型の設計・製作
- ・ 水理模型実験の実施・記録
- ・ 実施結果の評価・検討
- ・ 報告書作成

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月25日

3. 業務目的

本業務は、新丸山ダム建設事業に係る施工途中の洪水処理方法の検証を目的に、水理模型実験を実施し、流況及び水理特性の検討を評価するものである。

#### 4. 応募要件

##### (1) 基本的要件

###### 1) 単体企業

- a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b) 令和3・4年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和3・4年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- c) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- d) 参加意思確認書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 参加意思確認書の提出時には、1) b) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定は受けられないため、参加意思確認書を提出することができるが、その者が令和3年4月1日時点において当該資格の認定を受けていなければならない。

###### 2) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

（資本関係又は人的関係がある者の全てが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

##### (2) 技術力に関する要件

- 1) ダム水工に関する高度な専門知識を有していること。
- 2) ダムの流水処理方法の水理模型実験の実施に関して、実験内容の企画や実験手法の決定、実験の品質管理を適切に行うための幅広い知見を有していること。

なお、本業務では、以上の専門知識を踏まえ、以下の能力を有するものである事を確認する。

ア) ダムの流水処理方法を対象とした水理模型実験及びその評価・分析の結果の妥当

性を適切に判断できる能力。

- イ) ダムの設計施工全般に関する専門知識を有し、安全性や周辺環境・景観に配慮しつつ、コスト縮減に関する提案ができる能力。

(3) 設備・システムに関する要件

- 1) 新丸山ダムの全体模型実験の実施が可能な規模及び給水設備を備えた屋内水理実験場を有すること。
- 2) 風雨の影響を受けない屋内に6 m以上×1.4 m以上の模型設置スペースが確保できること。
- 3) 全体模型の検討では85.4リットル/秒の給水を念頭に、流量が安定した状態で連続して運転可能な所要のポンプ設備を備えていること
- 4) 給水施設及び流量制御施設は、誤差1%以内で流量の制御が可能で、年1回以上検定されたものであること。
- 5) 正確な水理現象の把握が可能な計測機器として、0.1 mm単位で計測可能な水位計、貯水池内の微流速及び合流部下部の高速流の計測が可能な流速計及び1 mm単位で水頭の計測が可能な圧力計を有し、当該水理模型実験に設置可能で年1回以上検定されたものであること。

(4) 業務執行体制に関する要件

ダム水工に関する高度な専門知識を有するとともに、洪水調節ダムや洪水吐きを対象とした水理模型実験の実施に関する幅広い知見を有する技術者を配置できること。

(5) 業務実績に関する要件

① 同種業務等の実績

下記1)から2)のいずれかの実績(設計共同体の場合は、代表者について1件以上)を有すること。ただし、1)は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成23年度以降公示日までに完了した業務(発注者から直接請け負った者(以下「元請け」という。))とし

て実施した業務)とし、2)は過去に実施した研究実績とする。

- 1) 同種業務：ダム(砂防ダムを除く)の水理模型実験の実績
- 2) 研究：水理模型実験による調査又は評価に関する研究実績

- ② 1)の実績として挙げた業務成績が65点以上であること。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。

5. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地  
中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 経理課  
電話 058-251-1322 FAX 058-251-4301  
メールアドレス：cbr-keijyory@mlit.go.jp

②技術関係

〒505-0301 岐阜県加茂郡八百津町3351  
中部地方整備局 新丸山ダム工事事務所 調査課  
電話 0574-43-4173 FAX 0574-43-2591  
メールアドレス：cbr-shinmaru@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和3年1月26日（火）から令和3年2月15日（月）までの9時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

②交付場所：上記5.(1)①に同じ

※説明書の交付を希望する場合は、予め上記5.(1)①の担当まで連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

1) 提出期限：令和3年2月15日（月）16時00分

2) 提出場所：上記5.(1)①に同じ

3) 提出方法：電子メール（着信を確認すること。）によること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和3年3月4日（木）16時00分

(4) 令和3・4年度中部地方整備局における土木建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 本件に係る契約締結の条件は、令和3年度の予算が成立し、予算示達がされた場合とする。

また暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

(6) 詳細は説明書による。